

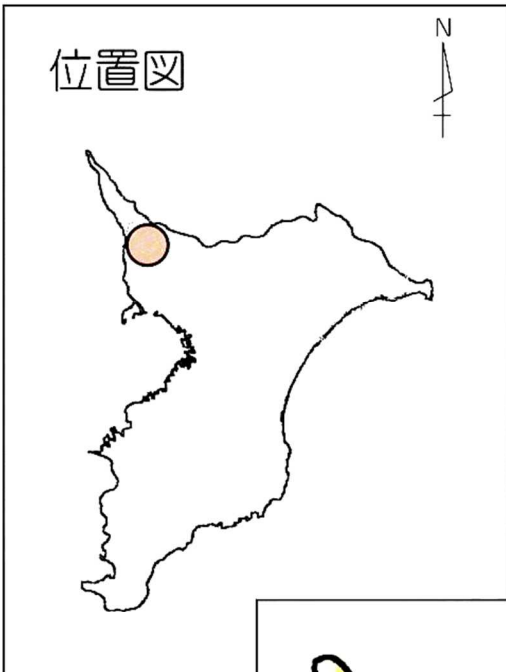
令和元年度

事業概要



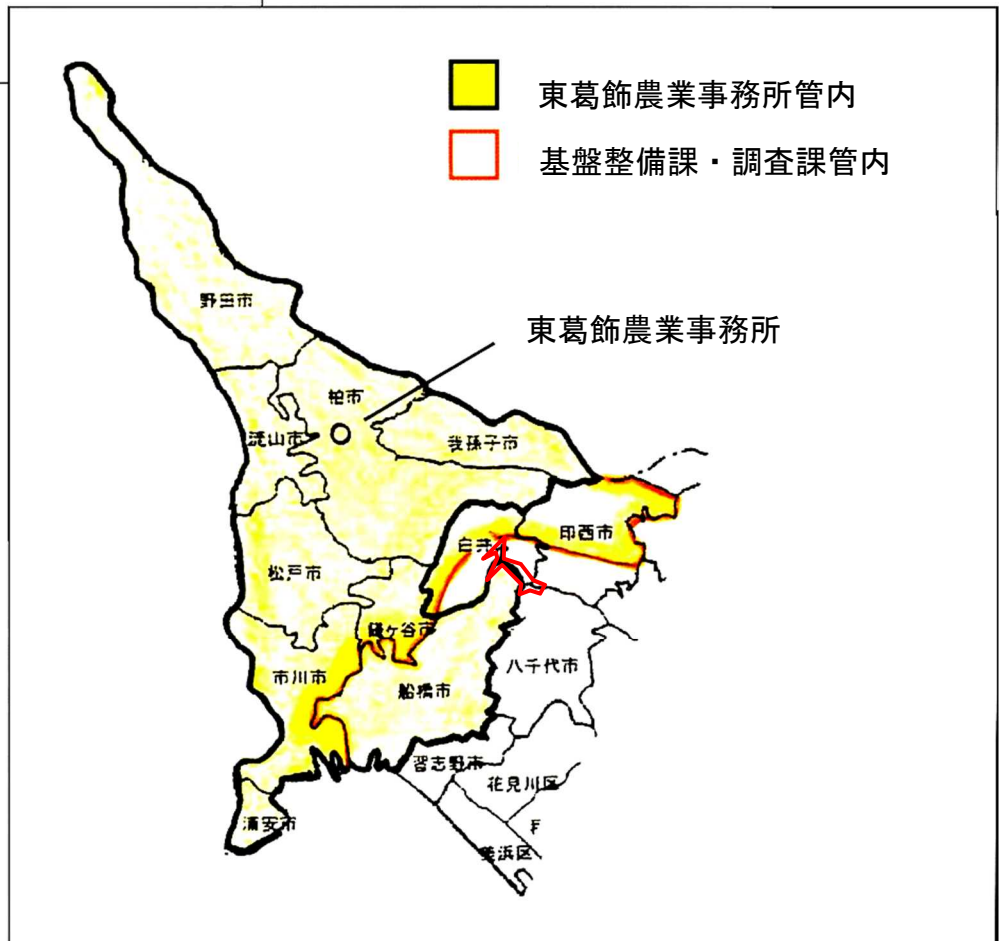
千葉県農林水産部
東葛飾農業事務所

管内図



東葛飾農業事務所の管内は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市の9市となっています。

なお、基盤整備課及び調査課については、船橋市、印西市、白井市及び八千代市の一部を含みます。



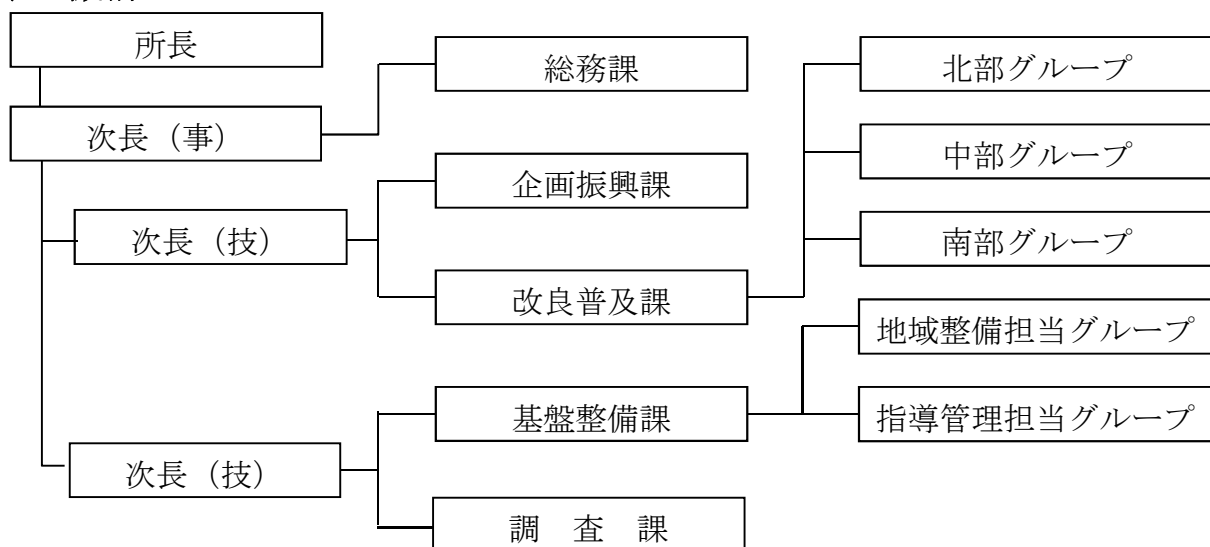
目次

1 東葛飾農業事務所の組織.....	1
(1) 機構.....	1
(2) 職員配置.....	1
(3) 業務概要.....	2
(4) 業務内容.....	3
2 地域の概要.....	4
(1) 耕地面積.....	5
(2) 農家戸数.....	5
(3) 農業従事者.....	5
(4) 管内の基盤整備状況.....	5
3 事業概要.....	6
(1) 企画振興課.....	6
(2) 改良普及課.....	1 2
(3) 基盤整備課.....	1 4
(4) 調査課.....	1 8
【参考】 振興方針の目標.....	1 9

1 東葛飾農業事務所の組織

令和元年5月1日現在

(1) 機構



(2) 職員配置

機関名		事務職員	技術職員	その他職員	計
所長			1		1
次長		1	2		3
総務課		3 [1]			3 [1]
企画振興課		3	8		11
改良普及課	課長		1		1
	主席普及指導員		1		1
	北部グループ		7		7
	中部グループ		6		6
	南部グループ		7		7
	小計		22		22
基盤整備課	課長		1		1
	地域整備担当グループ		2		2
	指導管理担当グループ	2	2		4
	小計	2	5		7
調査課			4		4
計		9 [1]	42		51 [1]

注：[]書は事務取扱（外数）

(3) 業務概要

担当課	業務概要
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人事、服務 2. 予算管理、庶務 3. 入札、契約
企画振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域農林業振興施策の企画立案 2. 農産物の消費拡大・流通対策 3. 農地の保全確保・農地転用許可 4. 農業制度金融 5. 園芸・農産・畜産の生産振興対策 6. 農山漁村活性化の推進
改良普及課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営指導・相談 2. 農業生産技術・知識の普及 3. 産地育成、集落営農の推進 4. 新規就農の促進 5. 農村女性活動の促進
北部グループ	野田市・柏市・我孫子市
中部グループ	松戸市・流山市・鎌ヶ谷市
南部グループ	市川市・船橋市
基盤整備課	土地改良事業に関すること
地域整備グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業生産基盤整備 2. 農村環境の整備・保全 3. 新規事業希望地区の調査・支援 4. 団体営土地改良事業の指導
指導管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> 5. 土地改良区の指導・検査 6. 用地買収・物件補償契約 7. 多面的機能支払交付金
調査課	国営土地改良事業に関すること

(4) 業務内容

<p style="text-align: center;">総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人事、服務 ● 予算、決算 ● 入札、契約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業農村整備事業の調整 ● 都市農業振興計画 ● 都市農村交流（直売所等） （食の安全・安心対策） ● G A P の推進 ● 環境保全型農業直接支援 ● ちばエコ農業の推進 ● エコファーマーの認定 ● 農薬の適正使用 ● 食品の表示、食糧法 ● 農畜産物の放射能モニタリング検査 ● 食育の推進 ● 農業災害 	<p style="text-align: center;">基盤整備課</p> <p style="text-align: center;">地域整備担当グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業水利施設 保全合理化事業 ● 基幹水利施設ストック マネジメント事業 ● 防災施設ストック マネジメント事業 ● 新規事業希望地区の 調査・計画 ● 農業用施設の災害復旧 事業
<p style="text-align: center;">企画振興課</p> <p style="text-align: center;">（担い手確保対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「人・農地プラン」 ● 農業経営基盤強化 ● 農地中間管理事業 ● 機構集積協力金 ● 集落営農の推進 ● 農業経営相談、新規就農 支援窓口 ● 農業関係制度資金 	<p style="text-align: center;">改良普及課</p>	<p style="text-align: center;">指導管理担当グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土地改良財産の管理処分 ● 土地改良施設維持管理 適正化事業の指導 ● 土地改良区の指導・検査 ● 用地買収・物件補償 ● 土地改良法の手続き事務 ● 市・土地改良区等が行う 土地改良事業の指導 ● 土地改良事業に係る諸 調査 ● 基幹水利施設管理事業 ● 土地改良施設管理事業 ● 多面的機能支払交付金
<p style="text-align: center;">（生産振興対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営所得安定対策 ● 園芸産地整備支援 ● 園芸省エネルギー対策 ● 園芸用廃プラスチック 適正処理対策 ● 輸出促進対策 ● 畜産クラスター関連事業 ● 畜産環境保全総合対策 事業 ● 急性悪性家畜伝染病の 防疫対策 ● 6次産業化関連事業 <p style="text-align: center;">（地域振興対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業振興地域整備計画 ● 農地転用許可 ● 国有農地の維持管理 ● 耕作放棄地解消対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営体・担い手の育成・ 確保 ● 産地育成 ● 高度生産技術・知識の普 及 ● 高品質・低コスト農業生 産技術の普及 ● 新規就農の促進 ● 経営指導・相談 ● 地域農業の振興 ● 集落営農の推進 ● 男女共同参画の推進 ● 農村女性起業家の育成 ● 環境保全型農業の推進 ● ちばエコ農業の推進 	<p style="text-align: center;">調査課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国営土地改良事業の 協議・調整 ● 手賀沼地域の土地改良 基礎調査

2 地域の概要

東葛飾地域は、千葉県北西部に位置し、北は利根川を挟んで茨城県、西は江戸川を挟んで東京都及び埼玉県に接しています。

市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市の9市で構成され、面積は539.6km²と県土の10.5%（基盤整備課の所管区域は、船橋市を除き白井市と印西市の一部を含む。）、人口は約273万人と県人口の約43.9%を占め、県内で最も都市化が進展している地域です。

東葛飾地域の農業は、大消費地に近い特性を生かし、高い生産性を維持しており、首都圏だけではなく地域の消費者へ高品質な農産物を供給する大きな役割を果たしています。

農業振興地域を指定している5市（市川市、船橋市、野田市、柏市、我孫子市）では、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき区域として、4,858haの農用地区域が指定されています。

また、市街化区域内においても、801.4haが生産緑地に指定され、活発な農業生産活動に加え、保水や緑地空間の提供など、多面的な機能を発揮しています。

このような中で、園芸農業を主力とした営農が行われています。

（人口：「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局））

（農振農用地区域：H28農林水産部農地・農村振興課調べ）

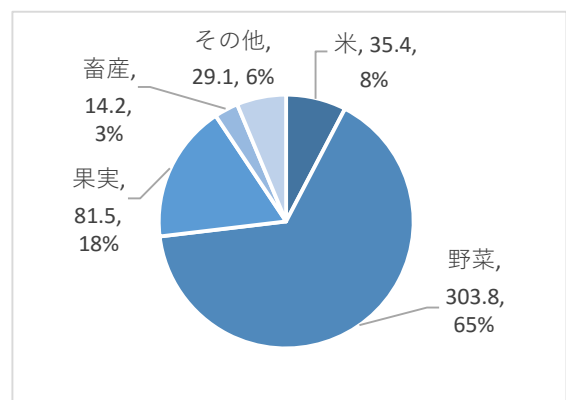
（生産緑地：H28県土整備部公園緑地課調べ）

【参考】農業産出額（平成29年生産農業所得統計：農林水産省）

ア 東葛飾地域 471.9億円（県全体の10%）5位／県内10地域

平成29年度 東葛飾農業事務所管内農業産出額

	農業産出額 (億円)	構成比
米	35.4	8%
野菜	303.8	64%
果実	81.5	17%
畜産	14.2	3%
その他	29.1	6%
計	471.9	100%



イ 東葛飾地域の県全体に占める割合

果実：46%（県下第1位）、野菜：17%（県下第3位）

(1) 耕地面積

東葛飾管内の耕地面積は9,720haで、内訳は田3,818ha(約39%)、畑5,911ha(約61%)となっています。販売農家1戸当りの平均経営耕地面積は1.38haと、県下10地域の8位と生産規模は小さい状況です。

なお、耕地面積の約5割(4,858ha)が各市で定める農業振興地域整備計画の農用地区域に、約1割(801ha)が都市計画の市街化区域の生産緑地に指定されています。

(耕地面積：平成30年耕地面積統計)

(販売農家1戸当りの平均経営耕地面積：2015年農林業センサス)

(農振農用地区域：H28農林水産部農地・農村振興課調べ)

(生産緑地：H28県土整備部公園緑地課調べ)

(2) 農家戸数

平成27年度時点の販売農家は4,347戸で、離農等により調査の5年前に比べ1,120戸(約20.5%)減少しました。

このうち専業農家は1,617戸(約37%)、第1種兼業農家は760戸(約17%)、第2種兼業農家1,970戸(約45%)となっています。

また、専業農家の割合は約37.2%で、県平均の約30.6%と比べて高くなっています。

(農家戸数：2015年農林業センサス)

(3) 農業従事者

販売農家のうち農業従事者数(過去1年間に自営農業に従事した者)は、12,007人で、県全体の約10.5%を占めています。このうち基幹的農業従事者数(過去1年間の状態が主に自営農業であった者)は、8,188人で農業従事者の約68.2%を占めています。

新規就農者は、毎年30名ほど確保されています。

(農業従事者：2015年農林業センサス)

(4) 管内の基盤整備状況

当管内の水田は、主として利根川及び江戸川に沿った低平地及び手賀沼周辺に展開しています。20a以上の区画に整備された水田は、農振農用地区域内水田面積の94%と非常に高いものの、1ha以上の大区画水田は2%弱に過ぎません。基幹的用・排水施設も一定の整備がなされていますが、手賀沼周辺地域の用排水施設などでは、老朽化が進行しています。

3 事業概要

(1) 企画振興課

ア 担い手確保対策

(ア) 「人・農地プラン」に基づく担い手への農地利用集積の推進

「人」と「農地」の地域資源の配分を集落単位で話し合い、地域課題の解決に向けた「人・農地プラン」の作成を支援し、担い手への「農地の利用集積」による将来的に持続可能な農業経営の実現を推進します。

人・農地プラン策定状況			
市町村	策定地域	当初策定	直近更新
市川市	全市	H29. 3	H31. 3
船橋市	豊富地区	H25. 10	
松戸市	全市	H28. 2	
野田市	全市(野田地区)	H26. 3	H31. 2
	全市(関宿地区)	H26. 3	H30. 10
柏市	全市	H27. 2	H31. 3
流山市	全市	H27. 10	H28. 4
我孫子市	全市	H24. 11	H30. 9
鎌ヶ谷市	全市	H29. 1	

また、地域でまとまって中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）に農地を貸す地域には「機構集積協力金」、同プランに位置づけられた認定新規就農者（※）には「農業次世代人材投資事業」、認定農業者（※）等には「経営体育成支援事業」などを活用した支援を行います。

（※注：認定農業者及び認定新規就農者は、各市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき認定されるものです。）

a 人・農地問題解決加速化支援事業（国庫）

人・農地プランを作成する地域の合意形成のため、地図作成や検討会等の開催、人・農地プランの周知の費用を支援します。

【実施予定地区：柏市、我孫子市】

b 農地中間管理事業

農業振興地域において、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）が農地所有者と農業経営者の間に立って農地の貸借等を行い、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を推進します。

【実施予定地区：市川市、船橋市、野田市、柏市、我孫子市】

【参考】H30実績：借受 169.2ha、転貸 169.2ha（野田市、柏市、我孫子市）

c 機構集積協力金（国庫）

地域でまとまって中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）に農地を貸す地域には地域集積協力金を、機構に農地を貸した方には経営転換協力金を、市を通じて支援します。

d 集落営農加速化事業（県単）

高齢化等による担い手不足により、生産力の低下や耕作放棄地の増加が課題となっています。本事業では、これら個々の農家では解決が難しい課題に対して、重点地域を設定し集落の合意に基づいた、地域農業活性化に向けた取組を支援します。

【実施予定地区：柏市、我孫子市】

e 農業経営相談・新規就農支援窓口の設置

生産者や新規就農者等に対し、経営・技術・各種補助事業・融資等に関するアドバイスをを行う窓口を設置しています。

【参考】H30 実績 新規就農者 44 名 新規就農相談件数 22 件

(イ) 新規就農支援

a ちば新農業人サポート連携会議

農業を志す者（新農業人：非農家の就農希望者や農家の後継者）が地域農業の担い手として就農・定着するよう支援するため、市等の関係機関が連絡会議を開催し、関係機関の連携を図ります。

【関係市：市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市】

b 農業次世代人材投資事業

就農準備期間及び就農直後の青年新規就農者等に対し、資金を交付することで、所得の確保や就農定着を図ります。

【経営開始型実施予定地区】市川市、野田市、柏市、流山市、我孫子市

(ウ) 制度金融

a 農業制度資金（農業近代化資金、農業改良資金等）

生産基盤の整備や農業経営の拡大など農業の健全な発展を図るため、制度資金の利子補給・審査等を行います（無利子を含む）。

イ 生産振興対策

(ア) 農産振興

a 経営所得安定対策（国庫）及び飼料用米等拡大支援事業（県単）

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付するとともに、水田で転作の団地化やブロックローテーションなどの、より効率的な生産や、飼料用米の取組に対して助成を行い、農業経営の安定と、国内生産力の確保及び食料自給率の向上を図ります。

【実施予定地区：船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市】

(イ) 園芸振興

a 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業（県単）

都市農業地域を対象に生産力の強化拡大を図るため、産地自らが新たな産地戦略を構築して、高品質で安定的な生産販売体制を展開することを支援し、多様な消費者ニーズに的確に対応できる産地整備に向け、園芸栽培施設等整備を助成します。

【実施予定地区：船橋市、野田市、柏市、市川市】

	H30 実績			R 元予定		
施設面積	8 件	10,608 m ²	ハウス	8 件	11,805 m ²	ハウス
機械台数 (ハウス設備除く)	5 件	6 台	予冷蔵等	5 件	7 台	防除機等

b 施設園芸燃油価格高騰対策（国庫）

燃油価格の急上昇の影響を緩和する仕組みを構築することにより、経営の安定と作物の安定供給を図ります。

c 園芸用廃プラスチック処理対策推進事業（県単）

塩化ビニールフィルム、ポリエチレンフィルム等、園芸用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と園芸農業の健全な発展を支援します。

【関係市：市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市】

(ウ) 畜産振興

a 畜産クラスター関連事業（国庫）

畜産クラスター計画において中心的経営体として位置づけられた畜産農家に対して、収益力向上に向けた施設整備等を支援し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現します。

【関係市：船橋市、野田市、柏市】

b 畜産環境保全総合対策推進事業（県単）

地域における家畜排せつ物の適正処理及び耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、地域協議会の開催、処理利用の実態調査、農家の巡回指導等を行います。

c 急性悪性家畜伝染病の防疫対策

「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」等の急性悪性家畜伝染病発生時において、病原体の拡散防止のため迅速に対応し、関係機関との連携強化及び速やかな情報提供等を行います。

(エ) 高収益作物等への転換支援

a 産地パワーアップ事業（国庫）

水田、畑作、野菜、果樹などの産地が、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が取り組む高性能機械・施設の導入や集出荷施設の再編、高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

(オ) 6次産業化への支援

a 千葉県6次産業化ネットワーク活動事業（交付金）

農家所得の向上や雇用の創出、地域活力の向上を図るため、多様な事業者がネットワークを構築して、ソフト・ハードを推進するとともに、事業後の課題解決の状況、今後の課題などの評価結果を踏まえ、改善すべき点を指摘し、関係機関との連携をとりながらフォローアップします。

b 農業経営多角化支援事業（県単）

認定農業者や生産加工組織等が、生産から加工・販売流通までの一体的な取組に必要な加工機械・施設等の整備又は、農産物生産に必要な機械・施設等の整備に対して支援を行い、経営の多角化による経営改善を引き続きフォローアップします。

ウ 地域振興対策

(ア) 農地及び生産基盤の計画的な確保

a 農地管理対策

「農業振興地域の整備に関する法律」及び「農地法」に基づき、農地の農業上

の利用と農業以外の利用との調整を行い、優良農地の確保、農業環境の保全、土地の有効利用を図ります。

① 農業振興地域整備計画の変更協議

【関係市：市川市、船橋市、野田市、柏市、我孫子市】

② 農地法第4条、第5条許可（2ha以下）

③ 国有農地の保全管理

b 耕作放棄地解消対策（県単）

農地が農業者の減少や高齢化の進行等から耕作が放棄され遊休化することは、食料自給率の向上や農業・農村の活性化を図る上で大きな問題となっていることから、耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、地域の大切な資源として活用していくための取組を促進します。

c 都市農業をめぐる制度の周知

都市農業振興基本法や改正された生産緑地法など、都市をめぐる新たな制度について、関係機関と連携して周知し、都市農地の保全を図ります。

(イ) 地域活性化支援

a 都市農村交流対策

東葛飾地域の地域資源を活用したグリーン・ブルーツーリズム活動等を支援し、都市住民と農村（生産者）との交流による農林業の振興と活性化を図ります。

【参考】H30 直売所16箇所 1箇所あたり平均利用者数86.2千人

エ 食の安全・安心対策

(ア) 農業生産物の品質管理

a 農業生産工程管理（GAP）の推進

東葛飾地域の産地や生産者に対し、食品安全、環境保全、労働安全等を担保するGAPの意義について理解を深める啓発活動を行います。また、「ちばGAP」を中心に、市・JA等と連携し、生産者の経営改善に取り組める体制を整備します。

【参考】H30GAP認証7件（うち「ちばGAP」4件）

b 環境保全型農業の推進

① 環境保全型農業直接支援対策（国・県・市）

化学肥料や化学合成農薬の低減とカバークロップの作付けなどの組合せで環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を対象に支援を実施します。

【関係市：野田市、柏市、我孫子市】

②「ちばエコ農業」の推進

農業の自然環境に与える負荷を軽減し、消費者の安全・安心へのニーズに応えるため、化学合成農薬や化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培を行う栽培計画を登録し、この計画に基づき栽培された農産物を「ちばエコ農産物」として認証します。

③エコファーマー認定の推進

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式導入計画の認定を推進します。

c 農薬の適正使用の推進

農薬使用者への立ち入り検査を実施し、法の遵守を周知徹底するとともに、農薬の安全適正使用の推進を図ります。

d 適正な品質表示の推進等

「食品表示法」及び「米トレーサビリティー法」に定める原産地表示など食品表示の適正化を図り、消費者が安全で安心な農林水産物を適切に選択できるよう事業者への巡回調査等を実施します。また「食糧法」で定める用途限定米穀の生産流通の適正化を図ります。

① 食品の表示についての相談

② 販売店・外食店等への巡回調査

③ 用途限定米穀生産者への立入検査

e 農産物検査に関する事務

米、麦、大豆等の商品の規格化を行う農産物検査の信頼性・公平性が確保されるよう、登録検査機関及び事業者への巡回立入調査、疑義案件に対する立入調査、報告徴収など、適切な検査実施のための指導監督を行います。

f 農畜産物の放射能対策（企画振興課、改良普及課）

県産農畜産物の安全安心な確保に向け、市・J Aと連携し国・県による主要農畜産物のモニタリング検査及び市独自で導入した簡易分析機器により、検査を実施します。

(イ) 食育の推進

a 食育活動促進対策

食に対する適切な判断力を養成する「食育活動」の推進を図るため、「市町村食育推進計画」の策定を支援するとともに、研修会の開催、食育だよりの発行、食育ボランティアの育成・登録などを、農林・健康・教育の各機関連携のもとに推進します。

また、県民に食と農業への理解促進を図るため、地産地消交流活動を推進します。

(2) 改良普及課

ア 大消費地を生かした産地の育成・強化

(ア) 販売チャンネルの多様化や市場ニーズに対応した競争力のある産地の育成

船橋市の春にんじんについては、共選共販体制の強化、出荷時期の前進化及び出荷量の安定化を推進するとともに、次代を担う若手生産者を育成し、地域ブランド「船橋にんじん」の産地活性化を図ります。

また、柏市の小かぶについては、生産量及び販売金額の向上を図るため、規模拡大に向けた雇用労力や農地確保の支援、GAP手法を取り入れた作業効率の改善による出荷量の向上などに取り組みます。

松戸市及び流山市で生産されているわけねぎについては、出荷調製作業の機械化や共同化の推進、周年安定生産技術の確立への取組など、わけねぎ生産経営体の規模拡大に向けた支援を行います。

<普及活動強化推進事業> (国庫)

(イ) ナシ産地の振興を図るための生産能力向上と担い手の育成

市川市、鎌ヶ谷市、船橋市、松戸市、柏市において、管内ナシ産地の持続的な発展に向け、老木樹の計画的な改植及び早期成園化技術の導入を推進します。併せて、研究・学習組織の活動支援などを通して、次代の産地を担う若手農業者の育成や、女性農業者が経営に主体的に参画するための知識・技術の習得を支援します。

<普及活動強化推進事業> (国庫)

イ 低米価に対応できる水田農業の担い手育成

(ア) 規模拡大及び安定多収生産技術等の導入による経営体質強化

東葛飾地域の水田農業を担う大規模稲作農家を対象に、農地集積による規模

拡大や経営所得安定対策等の米政策に対応出来る担い手を育成するため、専用品種による飼料用米等の取組、スマート農業や低コスト・省力化技術の導入など、水田農業経営体の中長期的な視野で支援します。

＜普及活動強化推進事業＞（国庫）

ウ 地域農業を支える仕組みづくり

（ア）飼料生産組織の設立支援・育成

野田市において、水田を利用した粳米SGSの生産拡大と、自給飼料の活用拡大による耕畜連携を推進することにより、耕種農家と酪農家の経営安定を支援します。

＜普及活動強化推進事業＞（国庫）

エ 都市農業を担う多様な人材の確保・育成

（ア）新規就農者の育成支援（農業経営体育成セミナーの開催）

管内の新規就農者は年間40名程度であり、今年度の農業経営体育成セミナーの受講者として、基本研修15名、専門研修14名、総合研修9名の合計38名を予定しています。体系的なカリキュラムのもと、ネットワークづくり、生産技術や経営者能力の向上、就農条件整備を成長段階に応じて支援します。

＜力強い担い手育成事業＞（国庫）

（イ）青年農業者の育成支援

各地域の農業青少年クラブ（4Hクラブ）等に対し、組織活動への支援を通じて、地域農業のリーダーとなるべき人材を育成します。

＜力強い担い手育成事業＞（国庫）

（ウ）地域農業のけん引役となる経営体の育成

就農定着後の青年農業者等を対象に、スキルアップ研修会を開催し、生産技術や販売力の強化などを集中的に支援します。

＜力強い担い手育成事業＞（国庫）

（エ）新規参入者の交流促進

就農5年目までの管内新規参入者を対象に相互の交流・実践的な農業経営技術の習得を支援し、地域の担い手としての定着を図ります。

＜ちば新農業人サポート事業＞（県単）

(オ) 就農啓発の実施

将来の就農を促し農業の担い手を確保するため、管内の2つの県立高校の生徒を対象に管内農業者の視察等を行い、地域農業に対する理解を深めます。

〈ちば新農業人サポート事業〉(県単)

(カ) 女性農業者の育成

「東葛飾地域男女共同参画計画」に基づき、女性農業者の農業技術・経営管理能力の向上を図り、経営参画、家族経営協定の締結、起業活動等を推進すると共に、地域社会活動に積極的に参画できる人材を育成します。

これからの農業を担う女性農業者を育成するため、さわやか女性セミナー等の開催により、知識・技術習得及び交流の場づくりを進めるとともに、女性農業者の起業活動への支援を通じて、起業活動の開始とレベルアップを図ります。

〈農山漁村の担い手のパートナーシップ推進事業〉(県単)

(3) 基盤整備課

ア 主な業務

(ア) 土地改良事業の計画・実施(農業農村整備事業)

農業農村整備事業は、「農業生産基盤の整備」、「農村の生活環境整備」、「農地の保全管理」の3つに分類され、各種の社会資本を整備、保全する事業です。

「農業生産基盤整備」は、農業用排水施設の整備、ほ場の整備等を行うことであり、「農村の生活環境整備」は、生活の場である農村を豊かで住み良い環境とするため、農道、農業集落排水施設等の整備を行うことをいいます。

さらに「農地の保全管理」は、農地の防災・保全や土地改良施設の維持管理を行うものです。

このように農業農村整備事業の効果は、農業生産から生活環境、さらには地域の防災など広範かつ多岐に及んでおり、農業者だけでなく地域住民全体の地域作り、ひいては、国づくりのために極めて重要な役割を担っています。

当管内では本年度、県営事業を3事業3地区、団体営事業を6事業17地区、県単独事業は2事業4地区(内、調査課にて1事業3地区)実施しています。

(イ) 基幹施設の管理

国営手賀沼干拓土地改良事業(昭和21~42年)で造成された排水機場及び干拓堤防は、農業生産に大きな役割を果たすと共に、手賀沼周辺の広範な地域の排水管理を担う極めて重要な社会資本です。

このため、県は国から管理を委託され、県条例によって管理を行っています。

(ウ) 土地改良区の指導

土地改良区は土地改良事業を行う区域の農家を組合員とし、土地改良法に基づいて知事の認可により設立される公益法人です。土地改良事業の実施を推進し、造成された土地改良施設の維持管理を行います。

当管内には現在11の土地改良区があり、特に農業用排水路や排水機場の管理については、農地の排水のみならず、地域全体の排水を管理するという重要な役割を担っています。

このような土地改良区の業務や運営が適切になされるよう、指導を行っています。

イ 令和元年度の主な事業

(ア) 地域整備グループ

a 基幹水利施設ストックマネジメント事業 東葛北部地区

本地区は、野田市の利根川沿いに展開する水田810ha、畑135haからなる農業地帯を受益としています。

当該揚排水機場は、昭和54年から造成され、各施設は造成後およそ40年が経過し、耐用年数を大幅に超過しています。特に揚水機、電気設備の老朽化は著しく、このまま放置すると、機能低下が更に進み、用水不足、排水機能の低下により農業経営に支障をきたす恐れがあります。

このため、機能保全計画に基づき、各施設に対して適切な保全対策を講じるものです。

b 防災施設ストックマネジメント事業 利根Ⅱ期地区

県営事業で造成された基幹的な防災施設の長寿命化を目的とした対策を行う事業です。

本地区は、柏市及び我孫子市にまたがる田中遊水地を含む2,542.9haの排水を担う排水施設です。また、対象施設は昭和24年度に完了した国営代行開墾事業により設置され、その後、県営ほ場整備事業(S44～H元)、県営湛水防除事業(S59～H9)により更新設置されましたが、老朽化により護岸の崩落や管理橋の使用不能による排水機場の運転不可が危惧されており、本事業により排水機能の維持を図るものです。

c 農業用河川工作物等応急対策事業（船形地区）

本事業は、治水上支障が生じる恐れがある農業用河川工作物（堰、樋門等）を整備補強するものであり、本事業の実施により、洪水時における災害の未然防止はもちろん、農業経営の安定と国土保全に資するものです。

本堤外排水路は、江戸時代に造成された関宿堀として昔から堤防内の水を利根川に排水する内水排除用の排水路として利用されており、平成元年に「県営かんがい排水事業東葛北部地区」で船形揚排水機場を造成した際に、既設の関宿堀の堤外部分を利用している排水施設です。

今回、河川管理者の履行検査時に積みブロックの亀裂及び崩壊等が確認され、改善するよう指示が出されたため、本事業で改修することとなりました。

d 農業農村整備事業管理計画の策定及び支援

毎年度、市が他の事業計画や地域振興計画等との整合を図りながら今後5年間の実施スケジュールを作成します。県は策定を支援するとともに地域や県全体の事業動向を把握して事業を管理します。

【関係市：野田市、柏市、我孫子市】

(イ) 指導管理グループ

a 基幹的土地改良施設の維持管理

① 基幹水利施設管理事業・土地改良施設管理事業 手賀沼地区

国営手賀沼干拓土地改良事業によって造成された手賀排水機場及び手賀第2排水機場等の維持管理を行います。

手賀排水機場は、洪水時に手賀沼流域から流出される排水を、手賀川を經由して利根川に排水する施設であり、手賀沼周辺の農地のみならず、手賀沼流域の地域社会にとっても重要な施設です。

また、手賀第2排水機場は手賀川の水位より低い干拓農地の排水を担っています。

② 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の機能低下の防止、機能回復のため、定期的に行う必要があるポンプ設備等の整備補修を行う事業で、土地改良区や市町村等の施設管理者が事業主体となります。

本年度は、2市2土地改良区で実施を予定しています。

b 土地改良区の検査・指導

土地改良区の健全な発展と事業の効率的な執行に寄与することを目的とした土地改良法第 132 条第 1 項の規定による検査は団体指導課が実施し、その手続き及び土地改良区の適正な運営等を指導します。

本年度は、管内 11 土地改良区（平成 31 年 4 月 1 日現在）の中から、抽出して検査を実施します。

c 多面的機能支払交付金（旧農地・水保全管理支払交付金）実施組織に対する指導及び支援

平成 19 年度から行われている農地・水保全管理支払交付金は新たに創設された農地維持支払交付金と農地・水支払を組替・名称変更した資源向上支払交付金を併せて平成 26 年度から多面的機能支払交付金に移行しました。

農地維持支払では、農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等基礎的保全活動を指導・支援します。

資源向上支払では、水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動等地域資源の質的向上を図る共同活動を指導・支援します。

なお、実施（活動）地区としましては、野田市の 6 組織（野田市川間、野田市東部、二川生活環境、関宿、木間ヶ瀬、野田南部）及び柏市の鷺野谷地域保全会が活動しています。

d 農業基盤整備促進事業（旧 農業体質強化基盤整備促進事業）

すでに農地の区画が整備されている地域等において、農地や農業水利施設等の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進します。

本年度は、1 市で実施を予定しています。

e 農地耕作条件改善事業

すでに農地の区画が整備されている地域等において、農地や農業水利施設等の整備をきめ細かく実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積を図るとともに、戦略作物・地域振興作物の生産を促進します。

本年度は、2 市で実施を予定しています。

(4) 調査課

ア 土地改良事業の計画

(ア) 土地改良基礎調査事業 手賀沼地区

国営手賀沼干拓土地改良事業及び関連事業によって造成された用排水施設は、周辺環境の変化による機能低下や地盤沈下による漏水事故が頻発し、維持管理費が増大していることから、早急に対策を講じる必要があります。

本年度は、前年度に引き続き現有施設の改修等に向けた検討に当たっての基礎的調査を予定しています。

【参考】

東葛飾地域農林業振興方針の目標

「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」並びに「千葉県農林水産業振興計画（平成30年度～平成33年度）」に掲げる次の目標を「東葛飾地域農林業振興方針（平成30年度～平成34年度）」の目標とし、農林業者の所得向上を図ります。

項目	現状 (H28年度)	目標 (H33年度)
【農業振興対策】		
農地中間管理事業による集積面積	97.1ha	216.8ha
機械導入、自給飼料の利用拡大による収益力強化に取り組む畜産経営体数	—	11戸
補助事業等を活用した園芸施設新規導入面積 <small>(累計)</small>	18,042 m ²	27,000 m ²
日本なしの改植面積 <small>(累計)</small>	17ha	87ha
農業水利施設の長寿命化延長 <small>(H29年度以降の長寿命化延長)</small>	—	400m
【森林・林業】		
森林経営計画の認定面積 <small>(累計)</small>	97ha	105ha
企業や団体等による森林整備面積 <small>(累計)</small>	24.09ha	25.27ha
【担い手確保対策】		
農業経営体育成セミナー修了者数	16名	70名
家族経営協定数 <small>(累計)</small>	216	245
人・農地プランの修正数 <small>(H28からの累計)</small>	—	5
新規就農者数 <small>(累計)</small>	32名	180名
企業等参入数 <small>(累計)</small>	2件	4件
法人化経営体数 <small>(累計)</small>	41件	50件
【農業理解の促進対策】		
農産物直売所の利用者数 <small>(累計)</small>	923千人	1,100千人
パンフレット記載の農業体験施設数	—	10施設
農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が共同で取り組む活動面積 <small>(累計)</small>	1,273ha	1,330ha
GAP認証者	6団体・法人	10団体・法人
内「ちばGAP」認証	—	6団体・法人
体験型食育ボランティア研修の参加人数 <small>(年間)</small>	40人	50人